

元座間味村職員の公金の横領と再発防止策について (ご報告)

元座間味村職員の公金横領に関しまして、本村の行政に対する村民の皆様の信頼を損ねたことに対し、深くお詫びを申し上げます。12月17日現在では元職員の刑が確定しておらず捜査中となっております。また、平成28年度以前の不正に関しては、未だ犯人が特定できおりません。事件の解明にはまだ時間を要すると思われますので、現段階での報告と再発防止策についてご報告させていただきます。

1 事件概要について

平成28年4月1日から令和3年3月末日まで、座間味村那覇出張所の所長を務めていた間、乗船料等の売上金を不正に処理し、横領したものです。

当該職員については、令和3年9月6日付けで懲戒免職とし、翌7日には那覇警察署に自ら出頭し、自首しています。また本事件を受けて過去に遡り調査を行ったところ、平成26年12月から平成28年3月末日までの間、那覇出張所において今回の事件と同様と思われる手口で帳票等の改ざんが行われ、売上金が着服されていたことが判明しました。

当該事案については、現時点で不正を行った人物の特定には至っておりません。

2 刑事告訴について

業務上横領罪に該当すると思料されるため、令和3年9月28日付けで那覇警察署に告訴状を提出致しました。

3 被害届について

令和3年9月28日付けで那覇警察署に不正を行った職員が不明のまま被害届を提出致しました。

4 外部監査について

横領金額を確定する為、沖縄本島の会計事務所に外部監査を依頼いたしました。

期 間 令和3年10月12日～令和3年10月21日まで

報 告 日 令和3年10月26日

報告結果 平成28年4月～令和3年3月までの不正と疑われる額 40,864,290円

平成28年以前の不正と疑われる額 4,965,040円

3 特別職の給料減額措置について

事件の責任を重く受け止め、管理監督責任と村民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に給料の減額を行うこととしました。

- ・村 長：棒給月額100分の25を3月減給
- ・副村長：棒給月額100分の20を3月減給

4 関係職員の処分について

- ・当該職員については令和3年9月6日付けで懲戒免職になっております。
- ・当時、不正を行った元職員に関係していた職員に関しては犯人が特定された後、座間味村懲戒委員会にて処分を決定する予定です。

5 再発防止策について

- ・定期的な人事異動を実施し、公金を同じ担当者が取り扱わないようにいたします。
- ・公金取扱いマニュアルを作成し、公金の取り扱いに関して職員に対し共通理解を深めます。
- ・職員研修等を実施して、公金に対する意識付けを行います。
- ・電子決済等の導入し現金の取り扱いを減らすことで事故防止を図ります。

- ・不正防止のために予約システムを改修しチケット販売の取扱者を明確にいたします。
- ・監視カメラの設置をすることで職員不正を未然に防ぎます。
- ・発券業務のアウトソーシングを行うことによる人材の確保も検討しております。

令和3年12月

座間味村長 宮里 哲